茨城県知事 殿

氏名又は名称(法人にあってはその代表者の氏名) 住所

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき 年 月 日に公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により意見を提出します。

なお、本意見については、同法第8条第3項の規定に基づき公告及び縦覧されることを承諾します。

記

- 2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

- 3 意見の内容
- (1) 配慮を求める事項及び内容

事	項	配慮すべき具体的内容

(2)	理由	

(裏 面)

- 1 大規模小売店舗の設置者に対する意見として配慮を求めることができる事項は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「指針」中の事項です。
- (1) 周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項
 - ① 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ア 駐車場の必要台数の確保
 - イ 駐車場の位置及び構造等
 - ア) 効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置
 - (1) 駐車待ちスペースの確保
 - ウ) 駐車場の分散確保
 - エ) 駐車場出入口における交通整理
 - ウ 駐輪場の確保等(自動二輪車等を含む)
 - エ 荷さばき施設の整備等
 - ア) 荷さばき施設の整備
 - イ) 計画的な搬出入
 - オ 経路の設定(来客自動車・搬出入車両)
 - ② 歩行者の通行の利便の確保等
 - ③ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ④ 防災・防犯・青少年の非行防止対策への協力
- (2) 周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項
 - ① 騒音の発生に係る事項
 - ア 騒音問題に対応するための対応策
 - イ 騒音の予測及び評価
 - ② 廃棄物に係る事項等
 - ア 廃棄物等の保管
 - ア) 保管のための施設容量の確保
 - (1) 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等
 - イ 廃棄物等の運搬や処理
 - ウ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策(調理臭等の発散防止など)
 - ③ 街並みづくり等への配慮等(光害の防止に対する配慮を含む)
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4として下さい。